

畜号外
令和3年1月21日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会长理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会长理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会会長

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

千葉県（国内37例目）における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認
に伴う防疫対策の再徹底について（依頼）

このことについて、農林水産省及び宮城県から別添のとおり、公表されましたのでお知らせします。

なお、発生農場から、宮城県を含む5道府県の疫学関連農場へ移動した飼養家きんについて、疑似患畜と判定され、防疫措置が行われています。

つきましては、養鶏場に立入する際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御配慮願います。

また、家畜保健衛生所から改めて家きん飼養者に対し、農場の衛生管理状況を詳細に確認のうえ、不備部分は速やかに改善するよう指導をしていることを申し添えます。

また、本病に関する最新情報については、農林水産省ホームページに掲載されておりますので御確認をお願いします。

農林水産省ホームページ

ホーム > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



【振興・衛生担当（熊谷）TEL019-629-5729】

プレスリリース

令和3年1月21日
農林水産省

千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内37例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、千葉県横芝光町のあひる農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内37例目）が確認されました。本発生は、千葉県における今シーズン3例目の発生であり、これを受け、野上農林水産大臣から防疫対応に遺漏がないよう、昨年11月5日の総理指示を踏まえ防疫指針等に基づいて対応するよう指示がありました。農林水産省としては、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針（大臣指示）に従い措置を実施することについて確認します。

1. 農場等の概要

農場所在地：千葉県横芝光町

飼養状況：あひる（約6,000羽）

疫学関連農場：北海道赤平市（1農場）、宮城県角田市（1農場）、茨城県古河市（2農場）、茨城県かすみがうら市（1農場）、埼玉県行田市（1農場）、埼玉県春日部市（1農場）、大阪府松原市（1農場）、奈良県御所市（1農場）

2. 経緯

- (1) 昨日、千葉県は、あひるの産卵率が低下した旨の通報を受けて、当該農場への立入検査を実施。
- (2) 同日、当該あひるについてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (3) 本日、当該あひるについて遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。
- (4) また、発生農場から疫学関連農場に移動した飼養家きんについても、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき疑似患畜と判定。

3. 今後の対応方針

本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫措置について速やかに確認します。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和3年1月21日（木曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_inf1_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

記者発表資料

令和3年1月21日

農政部農業政策室・畜産課

担当：農業政策室 曽根（022-211-2891）

：畜産課 西（022-211-2884）

宮城県内における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本県角田市の養鶏場で飼養されている家きん（あひる）の一部が農林水産省から疑似患畜とされたことから、県は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該飼養家きんの殺処分及び防疫措置を開始しました。

1 農場の概要

所在地：宮城県角田市

飼養状況：あひる（肉用鶏）約7,000羽（殺処分予定羽数は約500羽）

2 経緯

- (1) 令和3年1月20日、午後3時頃、農林水産省より千葉県の養鶏場の家きんについて高病原性鳥インフルエンザの簡易検査で陽性となり、当該養鶏場から初生ひなを導入している角田市の養鶏場が千葉県の養鶏場の「疫学関連農場」と確認した旨の連絡があった。
- (2) 本日午前1時、農林水産省より遺伝子検査の結果、千葉県の養鶏場の飼養家きんが、H5亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスの疑似患畜と確認した旨の連絡があった。
- (3) 農林水産省は、発生農場から疫学関連農場に移動した飼養家きん（約500羽）についても、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき疑似患畜と判定した。

3 本県の対応

家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、以下を実施します。

- (1) 大河原地方振興事務所に宮城県特定家畜伝染病対策本部地方支部を設置（宮城県特定家畜伝染病対策本部は、豚熱対策のため令和2年12月25日に設置済み）。
- (2) 当該養鶏場の疑似患畜とされた飼養家きんの殺処分、埋却、畜舎の消毒及び汚染物品の埋却を実施。
- (3) 同一養鶏場の飼養家きんは、直ちに臨床検査を行い、さらに、14日後に臨床検査等及び簡易検査により感染状況の確認を実施。
- (4) 移動制限区域及び搬出制限区域は、国との協議で設定しない。
- (5) 「宮城県特定家畜伝染病対策本部会議」の開催。

ア 日 時 令和3年1月21日（木）午前8時30分から

イ 場 所 県庁政府舎4階 特別会議室

ウ 出席者 知事（本部長）、副知事（副本部長）ほか対策本部構成員

エ その他の 対策本部会議は全て公開とします。

(1 / 2)

4 その他

当該養鶏場等における作業の映像（写真及び動画）は、追って提供予定です。

- 当該養鶏場は、感染が疑われるとの報道があつた時点から飼養家きんの移動を自粛しています。我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延防止を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めていますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

(2 / 2)